

令和8年度 中学校に在籍する第3子以降の生徒対象

学校給食費無償化事業申請のお願い

(令和8年4月から令和9年3月まで)



子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、令和8年度も継続して白井市立の中学校に在籍する生徒の方の給食費無償化を実施します。

中学生については市独自により学校給食の無償化を行っているため、県等の補助金も活用しながら実施しています。そのようなことから、中学生で第3子以降に該当される生徒の方については、例年、申請書のご提出をお願いしています。

つきましては、下記により該当となる場合は申請書のご提出をよろしくお願いいたします。

対象となる保護者

以下の①②を両方満たしている保護者が対象となります。

① **3人以上の子を扶養**していて、第3子以降の子が白井市立の中学校に在籍している。

② 生活保護制度または就学援助制度等で学校給食費全額の支援を受けていない。

※今までは小学校で給食の提供を受けている第3子以降も無償化の対象でしたが、令和8年度からは国の支援が開始されることに伴い、別制度となりましたのでご小学生の兄弟姉妹がいる場合は御注意ください。

【対象者の例】（丸囲み数字が扶養している子）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	25歳被扶養者①	16歳被扶養者②	中学生③	小学生④	中学生③ (小学生④は本制度の対象外)
例2	22歳就労者	16歳被扶養者①	小学生②	小学生③	該当なし
例3	20歳被扶養者①	18歳就労者	中学生②	小学生③	該当なし
例4	20歳就労者	18歳就労者	中学生①	小学生②	該当なし
例5	中学生①	中学生②	小学生③		該当なし
例6	私立高校生①	私立中学生②	中学生③		中学生③

申請方法

- ① 「第3子以降学校給食費無償化事業補助金交付申請書兼同意書（以下「申請書」）に必要事項を記入してください。
- ② 申請書に記載されたお子さんの（扶養している子）の有効な健康保険資格情報確認書又は健康保険証等の写し（コピー）を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。（白井市立の小学校及び中学校に在籍しているお子さんは必要ありません。）

※申請書が必要な方は、学校給食センターまたは各学校へ申し出てください。

市のホームページ（<http://city.shiroi.chiba.jp>）からもダウンロードできます。

申請期限

提出期日：令和8年5月1日（金）まで

年度途中の申請について

年度の途中で、対象となった場合は（転入・扶養する子が増えたなど）、上記と同様に申請書の提出をお願いいたします。

年度途中に申請内容の変更が生じた場合

決定通知後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（住所・氏名の変更や扶養している子の人数に変更があった場合など）は、変更届の提出が必要となりますので、学校給食センターまでご連絡ください。ご不明点等あれば、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



白井市のホームページは
左のQRコードからご覧いただけます。

提出先・問い合わせ先
白井市教育委員会 白井市学校給食センター
〒270-1422 白井市復 1422-8
☎ 047-492-1081
受付時間 午前8時30分～午後4時45分まで
Fax 047-492-3240
E-mail kyuusyoku-center@city.shiroi.chiba.jp